

## ◆利用者負担額(保育料・給食費)について

### ○保育料

- ・保育料は、保護者の市民税所得割課税額の合計で決定します。ただし、保護者の市民税額が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。
- ・未申告の方は、必ず市民税申告を済ませてください。未申告などにより市民税課税状況の確認がとれない場合は、保育料が最高額となります。
- ・婚姻の有無に関わらず、同じ住所に同居されている場合、その方の課税状況も確認し、保育料を決定します。  
また、離婚調停中かつ別居されている場合は、事件係属証明書等のご提出により、別居されている方の課税額は合算せずに、保育料を決定します。

|                                       |     |     |     |     |                        |      |      |               |     |     |     |  |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|------------------------|------|------|---------------|-----|-----|-----|--|
| <b>毎年9月に利用者負担額(保育料・給食費)の切り替えがあります</b> |     |     |     |     |                        |      |      |               |     |     |     |  |
| <b>令和 6 年</b>                         |     |     |     |     | <b>切替</b>              |      |      | <b>令和 7 年</b> |     |     |     |  |
| 4 月                                   | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月                    | 10 月 | 11 月 | 12 月          | 1 月 | 2 月 | 3 月 |  |
| 令和 5 年度市民税所得割額で決定(5ヶ月)                |     |     |     |     | 令和 6 年度市民税所得割額で決定(7ヶ月) |      |      |               |     |     |     |  |

### ○令和6年度羽曳野市保育施設等利用者負担額表(参考)

令和5年9月時点

| 各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分 |   |        |   | 利用者負担額(月額)(単位 円) |        |
|----------------------|---|--------|---|------------------|--------|
| 階層                   | 定 義   |        |   | 3歳未満児            |        |
|                      |   |        |   | 標準時間             | 短時間    |
| A                    | 生活保護世帯による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親 |        |   | 0                | 0      |
| B                    | 市民税非課税世帯  | B0     | ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯) | 0                | 0      |
|                      |   | B1     | 一般世帯  | 0                | 0      |
| C                    | 市民税所得割課税額48,600円未満  | C1     | ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯) | 3,500            | 3,500  |
|                      |   | C2     | 一般世帯  | 10,700           | 10,700 |
| D                    | C階層を除き、市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯  | D0     | 48,600 円以上 77,100 円未満のうちのひとり親世帯等                              | 3,500            | 3,500  |
|                      |   | D1     | 48,600 円以上 53,600 円未満の世帯                                      | 12,700           | 12,500 |
|                      |   | D2     | 53,600 円以上 61,000 円未満の世帯                                      | 14,300           | 14,100 |
|                      |   | D3     | 61,000 円以上 70,000 円未満の世帯                                      | 16,200           | 16,000 |
|                      |   | D4     | 70,000 円以上 82,000 円未満の世帯                                      | 20,300           | 20,000 |
|                      |   | D5     | 82,000 円以上 97,000 円未満の世帯                                      | 21,700           | 21,400 |
|                      |   | D6     | 97,000 円以上 116,000 円未満の世帯                                     | 26,000           | 25,600 |
|                      |   | D7     | 116,000 円以上 140,000 円未満の世帯                                    | 31,000           | 30,500 |
|                      |   | D8     | 140,000 円以上 169,000 円未満の世帯                                    | 37,000           | 36,400 |
|                      |   | D9     | 169,000 円以上 205,000 円未満の世帯                                    | 42,500           | 41,800 |
|                      |   | D10    | 205,000 円以上 249,000 円未満の世帯                                    | 46,000           | 45,300 |
|                      |   | D11    | 249,000 円以上 301,000 円未満の世帯                                    | 48,500           | 47,700 |
|                      |   | D12    | 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯                                    | 55,000           | 54,100 |
| D13                  | 397,000 円以上 または未確定の世帯   | 72,800 | 71,600  |                  |        |

※市民税所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除を行う前の額を用いるものとします。

## ○多子世帯の保育料の軽減について

令和5年4月より羽曳野市では、市の独自施策として、国が定める所得制限や多子カウントの年齢制限等を撤廃し、認可保育施設(保育園・認定こども園等)に通う**第2子の保育料を全員半額、第3子以降の保育料を全員無償**としています。

なお、令和元年10月以降、国の幼児教育・保育の無償化に該当し、保育料がすでに半額・無償となっている方は、対象外となります。

### 【軽減例】

| きょうだい     | 高校生以上  | 中学生 | 小学生  | 3~5歳児 | 2歳児  | 1歳児  | 0歳児  |
|-----------|--|-----|--|-------|--|--|--|
| パターン<br>1 | 第1子<br> |     | 第2子<br> |       | 第3子<br><br>無償   | 第4子<br><br>無償 |  |
| パターン<br>2 |  |     | 第1子<br> |       | 第2子<br><br>半額   |  | 第3子<br><br>無償 |
| パターン<br>3 |  |     |  |       | 第1子<br><br>軽減なし | 第2子<br><br>半額 | 第3子<br><br>無償 |

※1多子カウントの対象となるきょうだいは、生計が一緒のきょうだいに限ります。

※2きょうだいが就学、療養等の都合上別居している場合(例:学生寮で暮らす学生など)であっても、生計が一緒であるとみなせる場合は、「保育料の多子軽減に係る届出書」をご提出いただくことで対象となる場合があります。

## ○給食費(主食費・副食費)※3歳児以上

給食費は、主食費と副食費(おかず等)に分かれます。

副食費について、①~③に該当する場合は免除されます。

### ①世帯の第3子以降の児童の場合

※2号利用の場合、保育施設を利用する小学校就学前の最年長の児童を第1子としてカウントします。

### ②ひとり親・在宅障がい者のいる世帯で、世帯の市民税所得割課税額の合計が77,101円未満の場合

### ③上記以外で父母の市民税所得割課税額の合計が57,700円未満の場合

※②、③については、保護者の市民税額が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。(保育料の算定方法と同じ)

## ○利用者負担額(保育料・給食費)の支払い方法について

| 利用する施設 | 公立/私立 | 利用者負担額  | 支払先     | 支払い方法          |
|--------|-------|---------|---------|----------------|
| 保育園    | 公立    | 保育料、給食費 | 羽曳野市    | 口座振替           |
|        | 私立    | 保育料     | 羽曳野市    | 口座振替           |
|        |       | 給食費     | 各保育園    | 各施設にお問い合わせください |
| 認定こども園 | 公立    | 保育料、給食費 | 羽曳野市    | 口座振替           |
|        | 私立    | 保育料     | 各認定こども園 | 各施設にお問い合わせください |
|        |       | 給食費     | 各認定こども園 | 各施設にお問い合わせください |

※口座振替に伴う「保育料等口座振替依頼書 自動払込利用申込書」は、金融機関に直接ご提出ください。

## ○その他の諸経費について

利用者負担額(保育料・給食費)とは別に、教材費・園外活動費等の諸経費を徴収します。詳しくは、各施設へお問い合わせください。